



2022年8月26日

各 位

会社名 一正蒲鉾株式会社  
代表者名 代表取締役  
社長執行役員 野崎 正博  
(コード：2904 東証プライム市場)  
問合せ先 取締役 常務執行役員  
経営企画部長 高島 正樹  
(TEL 025 - 270 - 7111)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催した取締役会において「定款一部変更の件」を2022年9月28日開催予定の当社第58期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものです。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものです。

## 2. 定款変更の内容

現行	変更案
<p>( 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供 )</p> <p>第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p>	<p style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</p> <p>( 電子提供措置等 )</p> <p>第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

## 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定) 2022 年 9 月 28 日 (水)

定款変更の効力発生日 (予定) 2022 年 9 月 28 日 (水)

以 上